

一般社団法人静岡県計量協会定款

第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、一般社団法人静岡県計量協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

(目的) 第3条 本会は、計量思想の普及啓発とともに、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図ることによって、計量界の進歩発展及び適正な計量を実現し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量器の検査等の受託
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導
- (5) 計量関係功労者の表彰
- (6) 計量関係団体との連携協力
- (7) 静岡県收入証紙の売捌き
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 貢助会員
- (3) 特別会員

本会に功績があつた者又は計量に関する専門知識を有する者で、理事会において推薦されたもの及び市町の計量担当者

2 前項の会員のうち正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員費)

第7条 会員は、総会において別に定める会員費を納入しなければならない。

(退会) 第8条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の規定のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員の納入が継続して2年以上されなかつたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の設置)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名又は5名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によつて選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、その業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、その業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかるらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期残任期間と同一とする。

3 理事又は監事が第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によつて解任することができる。

(役員の報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(名譽会長、顧問及び参与)

第19条 本会に、名譽会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名譽会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名譽会長は、会長及び副会長の相談に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は、本会の事業遂行に関する重要な事項について、会長に意見を述べることができる。

5 第16条第1項の規定は、名譽会長、顧問及び参与について準用する。

6 名譽会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によつて免除することができる。

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもつて構成する。

2 前項の総会をもつて、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(決議権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の帰属先の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)
第23条 総会は定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。
2 会議を招集する場合には、日時、場所、会議の目的である事項及びその内容等を示した書面をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。
3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における、前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

2 議長及び議長の指名した2名の出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第30条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は専務理事が、理事会を招集する。
3 理事会を招集する場合には、理事会の日の一週間前までに各理事及び各監事にその通知をしなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときは、副会長又は専務理事の中から理事会において選出する。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会及び第32条第2項により開催する理事会については、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 公益目的支出計画実施報告書
(4) 貸借対照表
(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号までの書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (剩余金の処分制限)
第39条 本会は、剩余金の分配をすることはできない。
(長期借入金)
第40条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の決議を経なければならぬ。

(定款の変更)

第7章 定款の変更、解散等

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第42条 (解散)
本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第43条 (残余財産の帰属)
本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公示の方法

(公告の方法)

- 第44条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

- 第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を置くことができる。
- 2 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第46条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

- 第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、肥田敬夫とする。